

にひばりのをつくはのやま

—『常陸國風土記』行方郡香澄里「新治洲」について—

廣岡義隆

○キーワード―隠れ古伝・新治のクニ・旧国造制地域・

歌語表現・境界山岳の行政所属

一 はじめに

『常陸國風土記』行方郡香澄里条に「新治洲」の記事が載る。『常陸國風土記』は省略本として知られ、現存の各写本では「以下畧之」「已下畧之」が頻出するが、巻頭の「常陸国号・常陸国勢」条は「不畧之」（略くことなし）とあり、行方郡についても「行方郡分不略之」（行方郡の分は略くことなし）とあって、行方郡は省略の無い唯一の郡として知られる。

その行方郡香澄里条の記述の続きに、

此里以西、海中在洲。謂新治洲。所以然稱者、立於洲上、北面遙望、新治國小筑波之岳所見。因名也。

此里より以西のかた、海中に洲在り。新治洲と謂ふ。然称ふ所以は、洲の上に立ちて、北面を遙かに望めば、

「新治洲」について—

新治国の小筑波の岳見ゆ。因りて名づく。

という簡潔な記事が載る。「新治洲」の「洲」字は「しま」とも「す」とも訓むことの出来る用字であり、或いは「しま」と訓むのが良いかとも見られるが、すぐ続いて出る「板来村」条の末尾に次の記事が出る。

板来南海、有洲。可三四里許。春時、香嶋・行方二郡、男女盡来、拾洲白貝・雑味之貝物矣。

板来の南のかたの海に、洲有り。三四里許りあり。春の時に、香島・行方の二の郡の、男も女も尽と来り、洲の白貝・雑味の貝物を拾へり。

「可三四里許」（「可」は「許」と照応し「ばかり」という概念を示す用字としてある）は、天平尺で二里は四四五・五尺であり、現代の一キロが半から二キロが弱という概数になる。右の記述は今の世の潮干狩りそのものに該当する光景である。これにより文中の二か所に出る「洲」は「す」と読むが良い。浜から離れた浅瀬と見られ、「浜」とは表現されていない。次頁下段に日

本古典文学大系本『風土記』の地図(部分、図2)を示すが、「板来の南のかたの海」には「洲」がいくつも確認出来る(図3、部分拡大、参照)。これは、江戸期においても続いて示す『新編常陸國誌』の記載の通りであって、往時からの砂洲であると思われることが出来る。同じ郡の引き続いて出る箇所であるところから、「新治洲」の「洲」も、「す」と訓むの良いと判断される。

二 「新治洲」の所在

「新治洲」については、江戸後期の中山信名の『新編常陸國誌』の「香澄郷」条に次のように記される。

海中ノ洲ハ、今モ永山村ニ屬ス、其他ニモ下總ニ屬スル十六島ノ内ノ島々モ、至テ近キアリ、コノ邊古代ヨリ洲ノアリケンコト知ルベシ、實ニヨク筑波ヲ望ムベキ所ナリ、



図3にはぼ対応する地域範囲

右に出る「永山村」は後の旧行方郡牛堀町永山の地になり、今の潮来市永山の地になる。この「永山村」は風土記当時の「香澄里」に該当する地域と見られるが、次頁上段に示す宮本元球の『常陸國郡郷考』によると、既に江戸後期には「新治洲」なるものは、存在していなかった

と見られるのであり、明治期の栗田寛氏が『標註古風土記』の巻頭に掲載する「常陸郡郷圖」(部分、上の図1)においては、「奈佐可海」と共に「板来駅家」の南方域に「新治洲」と明記される。『萬葉集』東歌に出る「奈左可能宇美」(浪逆の海)は一般にこの辺りの称とされる。

比多知奈流 奈左可能宇美乃 多麻毛許曾 比氣波多延濱
礼 阿杼可多延世武 (14・三三九七、相聞・常陸國歌)

ひたちなる なさかのうみの たまもこそ ひげばた
えすれ あどかたえせむ(常陸なる浪逆の海の玉藻こそ引けば絶えすれ何か絶えせむ)

しかし、「新治洲」は「板来」の南ではなく、「香澄里」条に記述される。左の図は日本古典文学大系本『風土記』の巻末の「常陸国風土記地図」の部分であり、図2は行方郡の箇所、その黒く囲んだ部分の拡大が下の図3である。

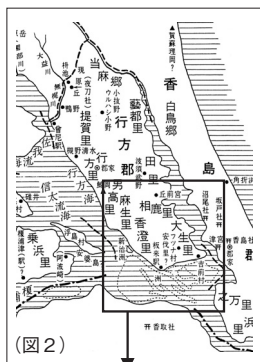


図2

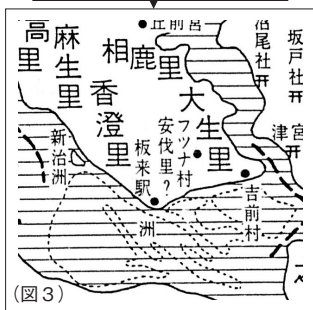


図3

(図4)



「板来駅」の南方域に破線で「洲」が示される。『新編常陸國誌』に「十六島」とある通り、数少なくない「洲」が存在したものと見られ、これらは現在陸地化している。その陸地化した地域を兼岡理恵氏が示しているので、図4(同氏図の部分表示)として示す⁶⁾。

「新治洲」は「板来」の南方域ではなく「香澄里」条に記述されており、大系本『風土記』

の地図で秋本吉郎氏が香澄里西方に図示している地点あたりに違いない。栗田寛氏は中山信名の稿に増補する形で中山信名の『新編常陸國誌』を出版した人であり、江戸期の中山信名の記述を基にして「新治洲」と書き込んでいるのであるが(図1)、その図示地点は適切ではない。このことは、明治期の栗田寛氏の頃には、「新治洲」と推定出来る洲の存在が、香澄郷近傍には既に存在しなかったことを明らかにする。

また、江戸期の宮本元球の『常陸國郡郷考』には次のように記される。

新治洲は今麻生に屬せる天王寄(牛頭天王の小祠あり)と稱する地なるへし。富田の方より望むときは流海中に斗出せ

り。其地より西北望すれば筑波岳の秀色餐すへし…下略…

(中巻、巻八(行方郡) 香澄郷(七丁オ) 条で、七丁ウ3~5)

右の宮本元球の記述は前記『新編常陸國誌』に「補宮本元球云」として栗田寛氏が引くところであるが、前記の栗田寛氏の『標註古風土記』(前出)及び『標註古風土記(常陸)』には「新治洲」について何の言及もなく、『標註古風土記(常陸)』の中に補記する後藤藏四郎氏の補註にも記述が無い。

宮本元球説については、茨城県水戸市在住であった有馬徳氏が『常陸国風土記註釈』⁵⁾において、

天王崎といわれているが、疑問である。…中略…洲というのは砂から成る島であるから現在陸続きになっても高台ではないはずである。

と反駁する。「新治洲」とおぼしい洲の存在が有馬徳氏においても確認出来なかったものであるが、前記したように江戸期には既に存在しなかった故地であり、秋本吉徳氏が「霞ヶ浦の中にあつたと思われるが現存しない」とする通りである。恐らく陸地化したものと考えられる。

三 山の行政所属

筑波山は筑波郡に属し、新治郡に接することはない(後出の図5、参照)。山岳は律令制の施行と共に、行政上の所属が明確にされていたことが確認出来る。例えば、「不盡山(富士山)は山

部宿祢赤人の「望不盡山歌一首」(3・三二七〜八)の長歌において「駿河有布士能高嶺」と記され、続いて出る高橋虫麻呂の作と推定される「詠不盡山歌一首」(3・三一九〜二)の長歌においては、その冒頭で、

奈麻余美乃 甲斐乃國 打縁流 駿河能國与 己知其智乃
國之三中從 出立有 不盡能高嶺…下略…

なまよみの 甲斐の國 打縁る 駿河の國と こちごちの 國のみ中ゆ 出立有 不盡の高嶺…(なまよみの)甲斐の國と(うちちよする)駿河の國との双方の國の境界域からそびえ立っている不盡の高嶺…)とまるでヘリコプターから見下すかの如く、俯瞰的・地図的に兩國の国境上に存在する不盡山の様子が描かれるのであるが、その長歌の結句においては、

…中略…駿河有 不盡能高峯者 雖見不飽香聞(3・三二九)
……駿河有 不盡の高峯は 雖見不飽かも

と駿河国に所属する形で結ばれるのである。より正確な記述としては、やや時代がくだるが、『日本三代實録』(巻第九)の次の記事がある。

甲斐國言。駿河國富士大山、忽有暴火。燒碎崗巒、草木焦斃、土鑠石流、埋八代郡本栖并剗兩水海。…下略…
甲斐國言す。駿河國なる富士大山に、忽に暴火有り。崗巒を燒き碎き、草木は焦殺され、土鑠石の流れて、八代郡本栖并に剗の兩つの水海を埋みてあり。…

(貞觀六年秋七月十七日辛丑条)

右は西暦八六四年のことになるが、剗海(せのうみ)を分析した時の富士山の火噴火に関する甲斐国からの言上である。ここにも「駿河國富士大山」とある。このように国境上に位置してもその行政所属は一国に指定されていたことが分るのである。筑波山は、白壁郡^①・筑波郡・茨城郡の三郡の境界上に存在する(次々頁⑤、参照)。「常陸國風土記」筑波郡条に、古老に取材した著名な説話「筑波神と福慈神」がある。

古老曰、「昔神祖尊、巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲過宿。…中略…。更、登筑波岳、亦請容止。此時、筑波神答曰、『今夜雖新粟管、不敢不奉尊旨』。爰設飲食、敬拜祇承。於是、神祖尊、歛然謂曰、『愛乎我胤、巍哉神宮、天地並齊、日月共同、人民集賀、飲食富豐、代々無絶、日々弥榮、千秋萬歲、遊樂不窮』者。是以福慈岳、常雪不得登臨。其筑波岳、往集歌舞飲喫、至于今不絶。」也。

古老の曰はく、「昔神祖尊、諸の神の処を巡行りたまひ、駿河國なる福慈岳に到りたまひて、卒に日暮に遇り、過宿を請欲ひたまひき。…。更、筑波岳に登りたまひて、亦容止を請ひたまひき。此時に、筑波の神の答へて曰ししく、『今夜新粟の嘗すれども、敢尊旨に奉らぬことあらめや』と。爰に飲食を設け、敬び拝み祇承へまつりき。是に、神祖尊、歛然びて謂曰

ひたまひしく、『愛しきかも我が胤、巍きかも神つ宮、
天地と並に齊しく、日月と共に同じく、人民集ひ賀ぎ、
飲食も豊富に、代々に絶ゆること無く、日に々に弥栄
え、千秋は萬歳にして、遊樂も窮ることなけむ』者。
是以、福慈岳は、常に雪りて登臨すること得ず。其筑波
岳は、往き集ひて歌ひ舞ひ飲み喫ふこと、今に至るま
で絶えずあり。

とあり、「駿河國福慈岳」の福慈神と筑波岳の筑波神とが対比的に描かれる。また、同郡「筑波岳」条における「筑波峯之會」
〔萬葉集〕9・一七五九題詞の「權歌會」に相当)において、

夫筑波岳、高秀于雲、最頂西峯崢嶸、謂之雄神、不令登臨。
但、東峯四方磐石、昇降块圪。其側流泉、冬夏不絶。自坂
已東、諸國男女、春花開時、秋葉黄節、相携駢闐、飲食齋
寶、騎步登臨、遊樂栖遲。…下略。

夫、筑波岳は、高く雲に秀で、最頂の西の峰は崢嶸しく、
雄神と謂之ひて、登臨ら令めず。但、東の峰は四方に
磐石あれども、昇降、块圪し。其側なる流るる泉は、冬も夏も
絶ゆることなし。坂より已東の諸國の男も女も、春の花の開く
時に、秋の葉の黄つ節に、相携はり駢闐り、飲食齋寶て、騎
より歩より登臨り、遊び樂しみ栖遲へり。…。

と四言を基本とする達意の名文で綴られる。筑波山に関するこの
二条の掲載は、筑波山が行政上は筑波郡所属としてあること

を『常陸國風土記』において明らかにしている。「筑波郡筑波岳」が
以上のように明らかである。それにも関わらず、行方郡香澄里条に
「新治國小筑波之岳」と記されるのは、どういう次第であろうか。

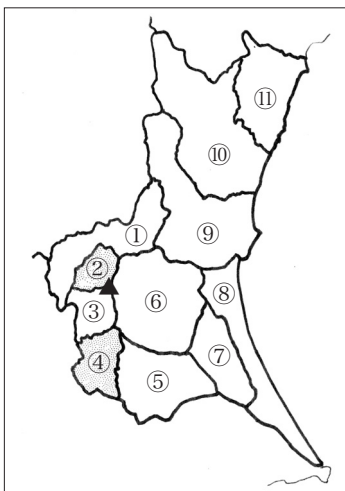
四 「新治のクニ」の「筑波山」

『常陸國風土記』はその冒頭の「常陸国号」条において、
問國郡舊事、古老答曰、「古者、自相摸國足柄岳坂以東諸縣、
物稱我姬國。是、當時不言常陸、唯稱新治・筑波・茨城・
那賀・久慈・多珂國。各遣造別令檢校。其後、至難波長柄
豐前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣・中臣幡織田連等、惣領
自坂已東之國。于時、我姬之道、分為八國、常陸國居其一矣。
國郡の旧事を問ふに、古老の答へて曰はく、「古は、相摸國の足柄の
岳坂より以東の諸の県は、惣べて我姫國と稱ひき。是は、當時常陸
と言はず、唯新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の國と稱ひき。
各遣造・別令を遣はして檢校め令めき。其後に、難波長柄豐前大
宮臨軒天皇の世に至りて、高向臣・中臣幡織田連等を遣して、
坂より已東の國を惣領めしめたまひき。時に、我姫の道、分けて
八の國と為し、常陸國を其一に居ゑたまひき。」

と、国域の当初の編成は「新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多

珂」の六国から成っていたことが明示され、「難波長柄豊前大宮臨軒天皇」即ち孝徳天皇の代になって常陸国が敷かれたという経緯が国号由来の前に提示される。旧国造時代の六国から大化代における常陸国十一郡へと移行することになる。

(図5) 常陸国十一郡図

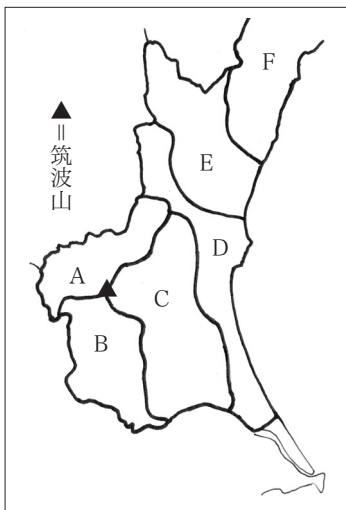


- | | | |
|------|------|------|
| ①新治郡 | ②白壁郡 | ③筑波郡 |
| ④河内郡 | ⑤信太郡 | ⑥茨城郡 |
| ⑦行方郡 | ⑧香島郡 | ⑨那賀郡 |
| ⑩久慈郡 | ⑪多珂郡 | ▲筑波山 |

右の図5は常陸国十一郡を図示したもので、アミカケしている②の白壁郡と④の河内郡は、現存の『常陸國風土記』においては、その記事が欠失していることを示したものである。

『常陸國風土記』がその冒頭で示す旧国造に由来する六つのクニのその領域推定については、篠川賢氏の「律令制成立期の地方支配」が同論中で描き示す図によって、図6として示す。ただし、篠川賢氏の図は古墳分布と自然地形を勘案した詳細な図であるが、図6は廣岡が原図を簡略化して範圍のみを示した図である。なお、篠川賢氏論中の第1図によると、香澄里は「茨

(図6) 国造制下の六つのクニ



- | | |
|---------|---------|
| A 新治のクニ | B 筑波のクニ |
| C 茨城のクニ | D 那賀のクニ |
| E 久慈のクニ | F 多珂のクニ |

右の図6によって明瞭であるが、古く白壁郡(白壁国)は存在せず、「新治のクニ」(A)と「筑波のクニ」(B)が接しており、その境界に筑波山が存在した。「筑波のクニ」の「筑波」の稱を持つ山ではあるが、その当初の所属は「新治洲」の記述から或いは「新治のクニ」に属していたものかとも推測される。このことについては、前記の宮本元球の『常陸國郡郷考』が次のように指摘する。

筑波の背は眞壁郡なればこなたよりは眞壁郡筑波とも云ふへきを新治にかけたるは是亦眞壁の新治を割たる証にしていまた眞壁を置ざりし時に新治洲の稱ありしなるへし

(中巻、卷八(行方郡)香澄郷条、七丁ウ7〜八丁オ1)

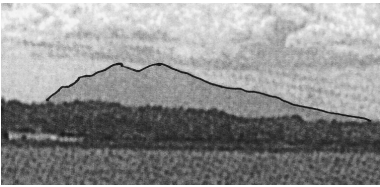
この指摘は的確であり、言及の通りであると認めてよい（傍線は廣岡による）。右に「真壁郡」とあるのは「白壁郡」の後の呼称であること、当稿註〔1〕で示している。参照されたい。

五 にひばりの をつくはのやま

「新治洲」から筑波山を遠望することが出来る。左の写真には「鹿島町（北浦）」と撮影ポイントの説明がある。鹿島郡鹿島町は現在の鹿島市。「北浦」は霞ヶ浦の水域の称で、写真に写る景から北方に長く伸びる水域をいう。当稿の図2で、行方郡の東方域が「北浦」であり、行方郡と香島郡に挟まれた水域になる。「新治洲」からの景もほぼこれに近いものであると見て良い。



『常陽藝文』第25号に掲載の槍崎敏氏^{〔16〕}向な黒分た撮影の写真による（註16）。「鹿島町（北浦）」の彼方に横たわる黒い山並みの辺りか。丁度船の位置と反対側の辺りか。囲んだ中に筑波山が見える。囲み部が薄い。拡大写真が下の画像で、山影が薄いため、山の稜線を廣岡が書き込んだ。



さて、筑波山を洲から遠望出来るのであるが、そうであれば「筑波之岳所見」という六字句が落ち着く。ただし、「洲」の称が「新治洲」であるから、どうしても「新治國小筑波之岳所見」と「新治」の称を入れなくてはならない。しかし、気になるのは「小筑波」の「小」である。「新治國筑波岳所見」という八字句であれば、その前の四字句を基本とする文に、文字数上、合致するのである。

「小」とあり「之」とあるのは、歌語として伝来していたものと推考される。この「小」について、兼岡理恵氏が次のように指摘する。

当国風土記において他の「筑波山」はみな「筑波岳」「筑波峰」という表記である。それに対し『万葉集』東歌中の「筑波山」には「さ衣の小筑波嶺ろに」^{〔マヤ〕}、「小筑波の嶺ろに」^{〔マヤ〕}、「小筑波の繁き木の間」（万14・二三九四〜六）という例が見える。ここから「新治の国小筑波の岳」という表現は、ヤマトタケル歌謡を想起させるような一つの詞章として、伝承されていた可能性も考えられる。^{〔同氏初発論考より〕}

「小筑波之岳」と「小」という親愛や賞愛を示す接頭語がついているが、これは『万葉集』中の東歌に詠まれる筑波山の表現、……三三九五番歌と三三九六番歌——引用略……などと通じるものだろう。^{〔同氏所収書論考より〕}

所収書論考において、初発稿と重複する箇所は略している。右で東歌三首が引かれる。その原文を全形で引用すると次の

通りである。

左其呂毛能 乎豆久波祢呂能 夜麻乃佐吉 和湊良許婆古
曾 那乎可家奈波賣 (14・三三九四)

さごろもの をづくはねろの やまのさき わすらこ
はこそ なをかけなはめ (さ衣の小筑波嶺ろの山の
崎忘ら来ばこそ汝を懸けなはめ)

乎豆久波乃 祢呂余都久多思 安比太欲波 佐波太奈利怒
乎 萬多祢天武可聞 (14・三三九五)

をづくはの ねろにつくたし あひだよは さはだな
りぬを またねてむかも (小筑波の嶺ろに月立し
間夜はさはだなりぬをまた寝てむかも)

乎都久波乃 之氣吉許能麻欲 多都登利能 目由可汝乎見
牟 左祢射良奈久介 (14・三三九六)

をづくはの しげきのまよ たつとりの 目ゆか汝
を見む さねざらなくに (小筑波の繁き木の間に発
つ鳥の目ゆか汝を見むさ寝ざらなくに)

『萬葉集』には、右の歌について「右十首常陸國歌」(14・三三八八〜三三九七左注)と記される。

また「之」があるのは歌語としての伝来としたが、倭語の場合、山川浦海原野などに付く場合、「○○の山」などと助詞「の」を原則的に介する。時に音数律の関係から「の」を省く場合があり、常に「の」を介するとは限らないが、一般的に「の」を伴うのが常である。漢語の場合は「筑波岳」「筑波峰」等と「之」

を介さない。また、「をづくはのやま」と「の」を伴うことにより七音節になり、歌語性が高くなる。

「小筑波之岳所見」の「所見」は「見ゆ」と訓む。「所」字は自発等を表現する助動詞「ゆ」を示す辞として使用される。「見ゆ」は「見える・望むことができる」の意であるが、この「見ゆ」も倭歌において多用される。

「にひばりの をづくはのやま……みゆ」という倭歌が低い洲に関わって存在し、「新治洲」と命名されていたものと考えられる。兼岡理恵氏は「ヤマトタケル歌謡を想起させるような一つの詞章として、伝承……」と想定する。『常陸國風土記』においてヤマトタケルは倭武天皇の称で頻出するが、「新治洲」に倭武天皇が関与するか否かは不明である。関与しなくても倭歌の存在はあり得るものであり、『常陸國風土記』の中に倭歌は九首載るが、どの歌にも倭武天皇は関与せず、また都人の直接的な関与も見られない。ただ、兼岡理恵氏は「ような」としており、「一つの詞章として、伝承」とするのはその通りであろう。「新治洲」は現地における往時の名勝として存在したものと見てよい。

しかもそれは「新治國」の語から、大化以前の現地伝承と見られる古い伝えとしてある。こういう次第により、香澄里の「里家」(役所)において、由緒ある伝承として執筆したものと見られるが、倭歌は録されることがなかった。香澄里においては「香澄」という里号由来が主であり、「新治洲」は補足に過ぎなかったものと見られるのである。

六 おわりに―隠れ古伝―

『常陸國風土記』は冒頭に「常陸國司解 申古老相傳舊聞事」とあり、これは「解」における事書きとしてよく知られる。『続日本紀』に載る所謂風土記撰録の命¹⁹⁾においては、「好字地名」「産物色目」「土地沃瘠」「名号所由」「古老相伝」「旧聞異事」の六条が提示される(古老相伝と旧聞異事を一括すれば五条になる)。この六条(五条)が太政官から求められた撰録の柱となるものであり、行方郡の「當麻之郷」条においてはこの六項目を満して記述していることと見ることが出来る珍しい項目になる。

さて、『常陸國風土記』冒頭的事書きにより、当風土記は「古老相傳舊聞記」と称して良いまでに、「古老相伝」と「旧聞異事」を重ねていると見ることが出来る。当風土記において「土地沃瘠」記載は六件に過ぎないが、「古老相伝」は二八件、「旧聞異事」は四五件を数える。当稿冒頭で言及したように、「常陸國風土記」は省略本であり、原姿の全文を今に伝えるものではないので、右の数値も概ねの傾向であると見るのが良いことになる。「常陸國風土記」は『出雲國風土記』に比して、その分量は約半分程度なのである。

「香澄里」については、「古傳曰」として「大足日子天皇」(景行天皇)由来の「香澄」という里号由来譚が展開するのであるが、付属して記載される「新治洲」の記事自体は「此里以西、海中

在洲」として当稿冒頭に引用した「新治」の称の由来が示されるだけなのである。

しかし「新治國小筑波之岳所見」から、少なくとも大化の代よりも以前に遡る古い伝承に基づく内容であることが明らかであると共に、倭歌を伴っていた可能性が明らかとなった。即ちこれも「古伝」に由来する事項であることが判明する。しかし、古伝であることは表面上は何も記されてはいなくて、「隠れ古伝」になる。

「隠れ古伝」は、気付かずに読み過しがちであり、他にも潜んでいる可能性がある。当稿は、はからずもそうした一件をここに示すことが出来た事例としてある。

【註】

(1) 「可」以外にも「許」の意があるが(『故訓匯纂』「可」字条¹⁸⁾、²⁰⁾、「可……許」と照応する事例が少なくない。例えば『藝文類聚』に、「計可十許日」(巻七、山部上「嵩高山」)、「世記」曰条、「山可百里許」(巻八十、火部「火」)、「十洲記」曰、又曰条、「長可尺許」(巻八十三、寶玉部上「玉」)、「異苑」曰、又曰条 などとある。

(2) 本文には「香嶋・行方二郡」とあるが、二郡のみならず、下総国からも集ったはずである。それを取って隣国には触れず、言及を避けていると見られる。

(3) 中山信名著・栗田寛増補『新編常陸國誌』。中山信名(一七八七～一八三六年)の生前には完成せず、栗田寛の手によって刊行されている(積善館、上巻、一八九九年四月。下巻、一九〇一年五月)。引用は巻三「郷里」の行方郡香澄郷条で、上巻、二五一頁。

- (4) 栗田寛氏著『標註古風土記』(大日本図書刊、一八九九年二月)。五風土記を所収する。
- (5) 秋本吉郎氏『風土記』日本古典文学大系本(岩波書店、一九五八年四月)。
- (6) 兼岡理恵氏「新治の国小筑波の岳」に込められた意味―『常陸国風土記』香澄里・新治洲条―(神田典城氏編『風土記の表現』上代文学会研究叢書、笠間書院、二〇〇九年七月)。この本の図1の部分を書に示した。なお、所収書(当稿註(18))には同氏の図2を含めて取められていない。兼岡理恵氏が示す陸地化した地域範囲において、「大生里」「板来駅」の南方域は大系本が表示する往時のままであるが、この地域の多くも陸地化している。
- (7) 宮本元球『常陸國郡郷考』(三香社、萬延元年(一八六〇)七月刊。版本、上中下、三冊)。宮本元球は一七九三生〜一八六二没。博文館版(一九〇三年一〇月)もある。
- (8) 栗田寛氏著・後藤藏四郎氏補註『標註古風土記(常陸)』(大岡山書店、一九三〇年一月)。
- (9) 有馬徳氏『常陸国風土記註釈』(太平洋出版、一九七三年二月)。
- (10) 秋本吉徳氏『風土記(一)全訳注』常陸国風土記』学術文庫(講談社、一九七九年四月)。
- (11) 白壁郡の記事は『常陸國風土記』に確認出来ない。常陸国二郡の内、白壁郡と河内郡の二郡は残存しない。「略之」等という注記が無く落丁に起因する欠落と見られる。この内、白壁郡については旧国名「白壁國」(『萬葉集註釋』1・5〇番歌条)と「枳波郡久岡」(『萬葉集註釋』14・三四四番歌条)に関する逸文が存在するが、河内郡については逸文も確認出来ない。
- なお、第五〇代桓武天皇は、先帝第四九代光仁天皇の諱白壁を避けて姓白髪部を真壁部と改姓させており(『続日本紀』延暦四年(七八五)五月丁酉条、この時に郡名「白壁郡」を「真壁郡」と改称されたもの)と見られている。
- (12) 茨城郡冒頭の郡域四五条に「西筑波山」とある。
- (13) 「相摸國」の「摸」字は、今は「模」(木偏)で書くが、古代は「摸」(手偏)である。『萬葉集』の古写本においても「摸」(14・三三七二左、三四三三五、20・四三三〇左)とある。「相摸國印」の篆字も「摸」である。
- (14) 篠川賢氏「律令制成立期の地方支配―『常陸国風土記』の建郡(評)記事をとおして―」(佐伯有清氏編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年一月)による。同論は同氏『日本古代国造制の研究』(吉川弘文館、一九九六年五月)に収められるが、大きく改稿されており、地図も取められていない。なお、当稿の作図自体は廣岡によるものである。
- (15) 註(7)の宮本元球『常陸國郡郷考』に同じ。
- (16) 常陽藝文センター(水戸市三の丸)発行『常陽藝文』第二五号、一九八五年六月。特集「筑波山」で掲載は巻頭カラー写真一五枚中の一枚。槍崎敏氏の撮影とある。写真画像の掲載を許可して戴いた常陽藝文センターに御礼申し上げる。
- (17) 兼岡理恵氏「新治の国小筑波の岳」に込められた意味」註(6)に同じ。この論集(上代文学会研究叢書『風土記の表現』)の刊行は随分遅延し、同氏の所収書(当稿註(18))の方が先に刊行された。
- (18) 兼岡理恵氏『風土記受容史研究』(笠間書院、二〇〇八年二月)。第1部第一章、四三頁。
- (19) 『続日本紀』和銅六年(七一三)五月甲子条。

〔ひろおか よしたか 本学元教員〕